

岩手県告示第811号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第5項第4号の規定により、講習会を次のとおり登録した。

平成29年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

講習会の実施者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	実施期間
一般社団法人岩手県食品衛生協会	盛岡市中央通二丁目1番14号	平成30年2月19日から同月21日まで